

事務連絡
令和5年5月22日

西宮市障害福祉サービス事業者
西宮市障害児通所支援事業者
西宮市地域生活支援事業者 各位

西宮市法人指導課長
西宮市障害福祉課長
西宮市生活支援課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等の適用について

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和5年4月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室他連名事務連絡）（以下、「変更後事務連絡」という。）が示され、本市においては、当該変更後事務連絡の取扱いについて、令和5年6月1日より適用することとしましたので、ご確認の上、対応いただきますようお願いいたします。

なお、変更後事務連絡中の取扱いを適用する場合は、下記の点にご留意ください。

① 通所系サービス事業所等において、通常のサービス提供が困難となり事業所を休業し、居宅への訪問を行う場合は、必ず次の対応をお願いします。

ア 事前に利用者（利用者が児童の場合は保護者）に、事業所が休業した際、利用者（保護者）の希望に応じて居宅への訪問支援を行うこと、その支援により通常の報酬請求を行うことに関し同意を得ること。また、その同意を得たことを記録すること。

イ 居宅への訪問支援を実施する前に、休業することについて、西宮市法人指導課に「新型コロナウイルス感染症による障害福祉サービス等事業所の臨時休業の実施状況報告」を提出すること。

ウ 同日に複数の通所系サービスの利用は認められませんので、居宅への訪問支援を実施する場合は、他事業所の利用状況などを必ず確認すること。

エ 支援実施日において当該事業所が休業した理由、対象利用者、支援者、実施日、支援時間、具体的支援内容を記録すること。

オ 支援を実施した際は、サービス提供実績記録票の備考欄にコロナ休業による居宅へ

の訪問支援を実施した旨を記載すること。

- ② ①の他、臨時的な取扱いを適用する場合についても、変更後事務連絡中の「5 類移行後の取扱内容」に記載する要件に合致していることが確認できる記録を残すこと。

以上

【問 合 せ 先】

西宮市 法人指導課

電話：0798-35-3423

西宮市 障害福祉課

電話：0798-35-3767

西宮市 生活支援課

電話：0798-35-3130